

改訂版

# 全国保育士会倫理綱領 ガイドブック

柏女靈峰監修 全国保育士会編

定価 本体700円(税別)

改訂版

# 全国保育士会倫理綱領 ガイドブック

柏女靈峰監修 全国保育士会編

全国保育士会倫理綱領  
ガイドブック

全国保育士会編

全国社会福祉協議会

# 子どもの最善の利益の尊重

私たち一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

## 解説

保育士の言動や判断は、すべて一人ひとりの「子どもの最善の利益」の尊重に根ざすとともに、その実現を目的とします。

「最善の利益」の「最善」とは子どもにとっての「最善」を表し、それを最も大切なこととして追求する姿勢を示しています。特に、子どもの人権を守るために法的・制度的な根柢となる「児童福祉法」「児童憲章」「子どもの権利条約」等について理解すること、子どもを取り巻く家庭や地域の環境を踏まえ、生まれてから成人にいたるまでの発達を長期的視野でとらえながら、現在（いま）の福祉の増進をはかっていくことが大切です。また、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する姿勢を保育士等が全員で確認することも重要です。さらに子どもを集団としてとらえるのではなく、一人の個としてとらえ、一人の人間として尊重し、子どもの立場で考え、子どもが主体的・意欲的に活動できるよう、一人ひとりの発達に応じた援助を通して心身ともに健やかに育つよう働きかけます。

## 子どもを中心とした保護者支援を実践する



ある日、男の子（Sくん）を抱いた母親が保育所にやってきました。初めて見かける親子です。「あ



そばせてもらっていいですか？」と母親は少しうつさうに言います。「いいですよ。どうぞ」どちら抱き上げると、からだの硬直感と異常なまでの緊張感が伝わってきます。保育士は、生後4、5か月くらいかなと思いながら「何か用ですか？」と聞くと、母親は「9か月」と無表情に答えます。

子どものからだの硬さや表情、反応などが気に計らってうつぶせになると、Sくんは火のついたように泣き出しました。母親は、「寝かせていいといい子にしているんです。寝返りはまだしないけど、友だちに聞いた『大丈夫』といったので気にしていません」と言います。からだを触りながらよく見ると、あざらしきもあります。寝返りをしないのも、股間が開かないのも気になったので、とりあえず病院に行くことを勧めてみました。母親は、最初は「行く必要はないですか」と拒んでいましたが、他の子どもたちの様子を見て、「やっぱり行ってみたほうがいいですね」と言いました。

数日後、「病的なものではないので、機能訓練に通うことになりました」と、報告に来た母親の表情にはほほえました。安堵感が漂っていました。

それから、時々保育所に来ては、生活の不満や地域に馴染めないつらさを話すようになりました。母親には、家庭生活上の心理的な抑圧に加えて、感情のコントロールができにくく、育児に気持ちが向かない面も見受けられました。

## 子どもの発達保障

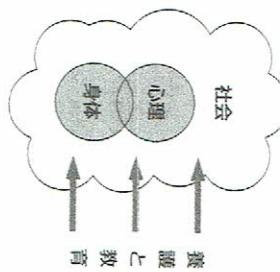
私たちには、養護と教育が一体となつた保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

### 解説

保育は、常に「養護」と「教育」を一体として行います。子ども們の心理的・身体的・社会的なすべての面に働きかけ、最も状態とするための営みです。子ども自ら「人・物・自然・事象」などに積極的に働きかけ、

その相互作用のなかで豊かな心情・意欲・態度を身につけ、新たな能力を獲得しながら発達していきます。

保育士は、乳幼児期の子どもの発達特性と一人ひとりの発達過程を、時には長期的な視点による見通しをもって、時には個性を尊重した視点をもって、発達の連続性に配慮しながら適切な援助を行う必要があります。また、生理的・身体的な諸条件や生育環境の違いによる個人差が大きいために理解と配慮をしながら、一人ひとりの子どもの姿や興味・関心に基づいて、養護・教育のねらい・内容に照らし合わせ、総合的・計画的に環境を構成します。「大人との信頼関係」は発達の基盤となるもので、安心・安定した情緒的な絆の形成の「ありよう」が子どもの発達に大きく影響を及ぼします。リスクマネジメントに取り組み、安全（危険のないこと）な環境を整



えることも大切です。

また、「健やかな育ちのために」「食」はとても重要です。「食育の推進」では、特別なことをするよりも、日々の保育のなかで食事の大切さを伝え、気づきにつなげていくことが重要です。食習慣の定着や食を通した人と人の関係づくりを大切にし、保育士は、調理員、栄養士、看護師等と協力しながら食育を推進していくようにします。また、保護者との関係では、相談に応じたり、体験の場を作るなど、具体的な場面を通した連携・協力の場を作るようになります。

### 事例1

#### 乳児の場合～赤ちゃんの発達を促す 養護と教育の実践

##### ①授乳の事例

Hくんは3か月で入所してきました。だっこしてミルクを飲ませようとすると、反り返って嫌がり決して飲もうとしません。

家では母親が横になつてテレビを見ながら飲ませているというので、寝かせて飲ませるとミルクをぐんぐん吸つて飲みます。寝かせていると手足をばたつかせながら、機嫌よく過ごし、いつの間にか眠っています。抱かれることを嫌がること、あやしても反応がないこと、笑顔が見られないことがあります。

##### ②おむつ換えの事例

6か月のSちゃんは、どんなに汚れていてもおむつを交換する際に嫌がつて足をばたばたし、なかなか換えさせてくれません。

## 保護者との協力

（私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受け止め、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。）

### 解説①

保護者と保育所は、子どもの発達を協働して支えるパートナーです。「保育所保育指針」の「第1章3 保育の原理」に示された保育の目標には「保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たなければなりません」と記されています。

保育士等は、保護者と子育てのもつ豊かさを共感しながら、保護者の力を引き出しがが大切です。特に、家庭・家族の状況や子育てに対する考え方を理解し、寄り添いながら信頼関係を築いていくことが大切です。受容的・共感的態度で保護者の話を聴いたり、保護者や子どもに必要な情報をわかりやすい方法で積極的に開示・提供したり、苦情に対しても職員が協力して適切な対応をするなど、日々の取り組みが重要です。

また、保護者に「こうすべき」と要求したり、「あるべき保護者像」を求めることがあります。保護者や家庭の個別性や自己決定の権利を十分に尊重しながら、その力を信じて一緒に子どもを育していく姿勢が大切です。保護者が自ら子どもにとつての「最善」を選択できるように、専門性を發揮していくことが望されます。障害のある子どもの保育では、家庭と緊密な連携は言うまでもなく、医療機関等の関係機関などとの連携を密にすることも大切です。また、障害のある子を育てている家庭は、悩みを共有したり相談し

合つたりする相手が少ないとなどから、孤立しやすい傾向にあります。地域のサークル活動を紹介したり、ボランティアと結びつけるなどの支援していくようにします。また、障害のない子どもやその保護者に障害について理解を深めるように働きかけ、環境を整えていくことも求められます。

### 事例1

#### 親の心情に寄り添う

2歳児のRくんは、いろいろなものへ次々と興味の対象が移り、保育所の中を活発に動き回っては一人で探索を楽しんでいます。物に対しては執着したり興味を示すのに、人に対しては関心が薄く保育士との関係もなかなかつくれません。最近、他の子どもへのかみつきがひどくなっていました。ちょっととしたことで泣き叫んだり、午睡中に「こわい」と突然泣きだしたりします。母親に家の様子を聞くと、最近離婚し、引っ越しなどで家庭の状況が不安定であること、Rくんが家ではジュースばかり飲んで食事を嫌がり困っていることなどを話してくれました。

**対応**

家庭が不安定な状況にあることを踏まえ、保育士はRくんに対してゆったりと愛情を持ってかかわるよう心がけました。Rくんの行動や様子から気持ちのゆれを感じ取り、やさしく語りかけたり抱いたりしながら、あせることなくRくんとの信頼関係を築いていくようにしてきました。Rくんとの1

## プライバシーの保護

私は、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

### 解説①

社会福祉の専門職としての保育士は、利用者主体の情報共有とプライバシー保護の視点をもなければなりません。

「児童福祉法第18条の22」においても守秘義務が規定されており、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする」とあります。また、「保育所保育指針」では第1章の「保育所の社会的責任」において「保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない」と個人情報の適切な取り扱いを明記しています。

保育所では「児童票」「保育日誌」「連絡帳」など、子どもとその家庭に関するさまざまな記録が日常業務のなかで扱われています。さらに、保護者との会話で交わされる、家族関係や悩み事などといった記録には残らないような個人情報を得ることも多くあります。保育士等は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについて常に慎重にするように意識しておく必要があります。平成21年4月施行の「保育所保育指針」では、保育所児童保育録を小学校に送ることが定められましたが、この作成においても同様に個人情報に十分配慮しなくはありません。

なお、保育士に限らず、児童虐待を発見した場合には福祉事務所、

児童相談所、児童委員に通告しなければなりません（児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条）が、この場合は法律で秘密漏洩罪（その他の守秘義務違反にあたらないとされています（児童虐待防止法第6条第3項）。

### 例1



### 連絡帳の管理をめぐってのトラブル

Tちゃんの家庭は両親共働きであり、毎朝、家から保育所の近くの祖父母宅へ行き、保育所への送迎は祖父母がしています。

母親と担任保育士は信頼関係があり、母親は連絡帳に家庭のこと、働きながら子育てをする大変さやつらさなど自分の気持ちも詳しく書いてくるほどでした。

保育士は、母親の仕事と子育てを両立しようとする懸命な姿や、父親も祖父母もよく協力している様子に感動しました。そして、他の保護者の子育ての参考にしてもらえればと思い、クラス便りに連絡帳の内容を紹介しました。しかし、事前に十分な説明をせず明確な了解を得ないまま掲載したため、家族が憤慨していました。

### 例2



### 何気ないおしゃべりがトラブルを引き起こした

Mちゃんは両親の離婚直後に入所しました。しばらく言葉が出なくなり、自分からトイレに行け

## チームワークと自己評価

私たちには、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

### 解説

保育所では、担当の保育士だけでなく、多くの保育士等が連携・協力して子どもの育ちにかかわります。したがって、かかわりをもつたたちの間で保育に関する共通認識をもち、チームワークにより実践することが重要になります。

また、保育は一日の生活を視野に入れ、時にはソーシャルワークの視点で保護者や子どもを支援する必要があります。こうした場合に備えて、児童相談所、福祉事務所、児童委員・主任児童委員等、地域の関係機関との連携も必要です。特に、「保育所保育指針」の第4章に示された「小学校との連携」においては、幼児期から学齢期にいたる発達の連続性を長期的にとらえながら、その発達を保障していく視点をもつて連携していくことが重要です。身近な関係機関等を把握し、その役割・機能を理解するとともに、日常から顔が見える関係を築いておくことが求められます。

こうした地域の機関との関係を築くうえでは、地域の保育機能をお互いに高めあうための「支え、支えられる関係」を築くことが大切です。保育士自らの専門性や保育所の機能の強化を図っていくことが求められます。「保育所保育指針」では、第4章で「保育の内容等の自己評価」として保育士等及び保育所の自己評価を努力義務として明記しています。自らの保育の実践の振り返りと評価を行い、それに基づき計画の充実を図る「PDCA」(Plan／計画→

Do／実践→Check／評価→Action／改善)の過程の中で課題を明らかにし、自己の資質・保育の実践の向上を図ります。さらに、チームワークを含め、保育所全体の営みを同様にPDCAサイクルを活用して高めていくように取り組みます。

自己評価については、保育所の理念、「全国保育士会倫理綱領」及び「保育士の研修体系」、「保育所保育指針」、「自己評価ガイドライン」、「第三者評価基準」などを活用することができます。

### 事例1

## チームワークによる支援

2歳6か月で入所したKくんは、多動の傾向が目立ち、視線が全くあわず、急に奇声を発したりします。3歳児健診の日を母親に確認し、事前に直接保健センターに連絡し対応を行いました。後日、保護者から健診の結果を聞いたところ、「言葉の遅れがある」と言われたとのことでした。担任が保護者に専門医の受診を勧めてみたところ、いい返事はありませんでした。その後、母親はKくんの発達について話すことはなくなっていました。

一度関係が悪くなっている母親との関係を含め、今後どのように対応していくかについて、担任保育士は主任保育士に相談をし、職員会議で取り上げてもらいました。

職員会議のなかで、入所から半年余り、同年齢の子どもたちのなかで異なるわが子の姿を目の当

# 利用者の代弁

私たち、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

## 解説

保育士等は、第一に子どもの最善の利益を考え、その代弁者となることが必要です。そしてさらには保育所を利用する保護者等子育て家庭の代弁者となることも求められます。この場合、保育所を利用する子どもや保護者のみならず、地域のすべての子どもと保護者の代弁者としての意識をもつことが重要です。

子どものニーズをとらえる際には、表面的な欲求だけでなく、その心情や感情などの内面をとらえ、身体的な状態や生活の状況も把握します。そのうえで、今ここで求められていることと長期的に求められていることの両面からニーズを考え、実践につなげていきます。また保護者の代弁者となり、保育内容や制度を充実していくような働き（ソーシャルアクション）につなげる必要があることもあります。たとえば、地域の子育て支援のニーズを受けとめ、NPOなどに親の集いの場や相談の場づくりを働きかけたり、時には自らがサービスを提供したりと、できることから取り組んでいきましょう。この場合、特に主任児童委員などをはじめとして、児童相談所や福祉事務所・学校・行政などの地域の関係者と連携・協働することが大切ですが、加えて自治会など地域の住民組織との関係も重要なことがあります。

さまざまな場面で、社会福祉の専門職である保育士として必要なソーシャルワークの機能を活かしながら、子どもをとりまく家庭・地域・社会全体に視野を向け、常に子どもの福祉の向上を考える意識をもつことが必要です。

## 事例1

### 他の関係機関と共に行政を動かした事例

知的障害のあるNくんが、保育所修了後の就学に向けてどのような準備をしていくかについて、保育士、保護者、医師、教育関係者、保健師、行政関係者が集まり話し合われました。その結果、B市にある特別支援学校がふさわしいということになりました。しかし、B市の特別支援学校は遠いうえに、スクールバスは隣のC市までしか運行されません。ぜひ、当町まで運行してもらいたいと訴えましたがかないません。残された選択肢である町の小学校も障害のある子ども受け入れはこれまで行っておらず、Nくんの発達を保障する環境は期待できそうにありません。

## 対応

何とかしてNくんの就学に向けた環境を整えたいとの思いで、保護者と保育士が一緒になり、医師や保健師とも協力し、町行政に訴えました。保育士は町内の同様な悩みを抱える子どもと親の情報も得て、当事者として一緒に運動してもらうよう働きかけました。その結果、町がスクールバスの

## 地域の子育て支援

（　）私たち、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

### 解説

子どもは地域社会のなかで育つ存在です。したがって、子育て支援も地域の人々や関係機関とのネットワークのなかで実践することが必要です。

特に、児童相談所、福祉事務所、市町村行政の保育担当部局・相談窓口、市町村保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、療育センター、教育委員会などとの連携は重要です。さらに、医療機関、学校、放課後児童クラブ、児童館、ファミリーサポートセンター、幼稚園など、保育所以外の子育て関係機関や団体などについても把握しておくようにしましょう。また、「知っている」だけではなく、地域等に作られている「連絡会」や「協議会」といったネットワークに参加し、日頃から「顔の見える関係」を築いておき、必要なときにお互いが協力し合える（活用し合える）関係を築いておくことが大切です。特に、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や保護を目的としたネットワークとして重要です。保育所はこの協議会の一員となつて事例検討に参画し、子どもや子育て家庭の支援を分担して推進していくことが期待されています。地域のすべての子どもや子育て家庭の支援を充実していくためには、前述した関係機関などの子育てに関する機関との連携等を進めるとともに、自らの取り組みとして地域全体の保育機能を高めていく視点が重要です。その際、地域で必要とされているサービスで不

足しているものなどがあれば、自ら取り組んだり、新しいサービスを創出したりするような姿勢が大切です。

このように、保育所には、地域の子育て支援の拠点として、提供できる役割と機能を地域の状況に合わせて備え、関係機関や団体・地域住民と共に、子育てが豊かで楽しいと思える「子育てにやさしいまちづくり・環境づくり」を地域の一員として連携により担っていふことが求められています。

### 事例1

#### 保育所を地域に開いて

A親子が保育所の地域子育て支援センターに来るようになってまだ数回です。母親は、積極的に他の親たちの輪に入っていくことはなく、保育士にも自分から言葉をかけることはあまりありません。Aちゃん（2歳）は子どもの集団に入つていけば、自分の思い通りにいかないとパニックになり、しばしば大声で泣くことがあります。

### 対応

保育士は、この母親にとつては来所するだけでもかなりの勇気が必要だったであろうことを察し、継続して来てもらえることを最優先にしました。まずは、いつも明るい笑顔で迎えます。子どもがパニックになったときには、保育士がそばに寄り添つて対応し、母親が一人で周囲に気をつかつて気まずい思いをしないよう心がけました。また、保育士が子どもをかわいがっている姿、楽しそうにあそんでいる姿を積極的に見てもらいました。そして、母親にも一緒にやってもらい、子ど

## 専門職としての責務

（私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。）

### 解説

保育所保育指針では、保育所の保育士について、「保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」とし、保育所保育指針と同時に示された解説書において、保育士の専門性について次の6つをあげています。

- ①子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
- ②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術
- ③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術
- ④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々なあそびを豊かに展開していくための知識・技術
- ⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
- ⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術

保育士は、この専門性を踏まえつつ、社会福祉の専門職としての

強い自覚と自らの行為に対する責任感をもち、知識・技術の習得に意欲的に学んでいかなければなりません。また、専門職としての適切な「判断」を行うためには、判断の基礎となる専門的知識はもとより、気づきのセンス、豊かでバランスのとれた感性にも磨きをかける必要があります。

保育所保育指針解説書の第7章「職員の資質向上」に、「全国保育士会倫理綱領」の全文が掲載されました。このことを誇りに思い保育士は、「全国保育士会倫理綱領」の条文にある内容すべてについて実践していくことを保育士の責務としていく必要があります。

### 保育の質を高め続けるために

子どもや保護者・地域との関係性のなかにこそ日々の保育の実践があります。そして、そのなかで保育士自身の力量をいかに発揮していくかということが専門職として問われています。保護者や地域社会に対しての説明責任や保育の情報提供、自己評価や第三者評価、苦情解決などの仕組みの活用による、透明性の確保や質の向上への取り組み、さらに、保育士自らの実践・技術について、適切に言葉にしてまとめたり、科学的な根拠（エビデンス）を示して保育を実践することが求められています。

また、保育所の理念、保育内容や実践の方法を明示した保育課程を施設長と共に編成し、それに基づいて実践していく力量も重要です。

児童福祉法では、保育士の義務として、自己研鑽に努めること、相談・助言に関する知識・技術を学ぶことが規定されていますが、このことを日々の取り組みとしていかなくてはなりません。  
全国保育士会では、さらなる専門性の向上を目指して、「保育士の研修体系～保育士の階層別に求められる専門性～」を策定しましたので、研修や自己研鑽に活用してください。

## 日々の積み重ねを個人で、保育所で、地域で

これまで述べた内容は、すべての専門職としての当然の責務であり、実際は身近で地道な日常の積み重ねのなかで取り組んでいくことが大切です。

個人としては、さまざまな媒体を通して新しい情報を得る、法律や制度の新しい動きを把握する、社会福祉や児童福祉、子どもに関する書籍や雑誌、研究論文、インターネットの情報について、自分の考えを文章にまとめるなどが考えられます。また、保育所の段階としては、定期的な事例検討会や勉強会を開催したり、地域の保育所・児童福祉施設・教育機関など子どもにかかわる関係者が集まり、子どもをめぐる環境づくりや課題について共に学ぶ機会をつくっていくことも大切です。

なお、研修については、具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に学ぶ OJT (On-the-Job-Training)、職場を離れて行う OFF-JT (OFF-the-Job-Training)、費用や休暇等の付与といった間接的な形で研鑽を支援する自己啓発援助制度 SDS (self-development-system)などがあります。しかし、そのいずれも自ら学びたいという意欲や学びの喜びをもち、主体的に取り組むことがなくては効果が低くなるといえます。やらなくてはならないという義務感よりも、専門職としての自覚に裏付けられた誇りと向上心によって、常に自らを磨きつけていきたいのです。

## さいごに

すべての条文は、内容的にそれぞれ関連し合っています。

「全国保育士会倫理綱領」は、そこに示された内容・意義について、一人ひとりの適切な認識のもとに、意識に深く根ざし、それが行動となつて現れることが必要です。

国家資格化を契機に、保育士は、自らの責務と役割について、認識を新たによりよい保育を実践していくことが求められます。一人ひとりが、この倫理綱領に謳うすべてのことがらについて、当然のこととして行動していけるようになってこそ意義があると言えます。

「全国保育士会倫理綱領」を行動規範とし、常に自らの人間性と専門性を見つめ直す姿勢と向上心をもつことによって、日々の保育をよりよくしていく。それこそが、前文に謳う次の3つの事項を実現し、一人ひとりの子どもの最善の利益を実現していくことにつながるのであります。

私たちちは、子どもの育ちを支えます。  
私たちちは、保護者の子育てを支えます。  
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。